

# 緊急

保護者各位

令和2年4月10日  
社会福祉法人申孝福祉会  
申孝保育園  
あいの保育園



【新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる保護者の皆様へのお知らせとお願い】



新型コロナウイルスの感染拡大により、保護者の皆様におかれましては、就労や経営環境の変化から、大変な状況にあらうかとお察しいたします。また医療、福祉、消防、警察、その他国民生活の安定や維持に携わる方々におかれましては、ご自身の感染リスクがある中でのご就労、本当にありがとうございます。

このおたよりは、保護者の皆様と、保育現場における状況を共有させていただきたい想いで発信いたしました。保護者の皆様におかれましては、ご就労などの必要性を考慮しつつも登園のご判断を慎重にお願いしたく存じます。

## 1. 乳幼児の感染リスク

乳幼児はもともと病気に対する抵抗力が低いため、最善の注意を払う必要があります。新型コロナウイルスについても、子どもは成人に比べて発症者数が少ない状況にありますが、乳幼児への感染や発症時の重症化、死亡事例が複数報告されており、決して安心できない状況にあります。

## 2. 保育現場の状況

病気に対する抵抗力が低い子ども達をお預かりする保育現場では、新型コロナウイルス対策以前から日常的に、手洗いや消毒などを徹底しておりますが、発達途中にある子どもたちの集団保育の場所ですので、以下について明確にお伝えしておかなければなりません。

### ① 約2メートルの距離を確保できません

おとなに比べて他者との距離感が非常に近いのが子どもの特徴です。複数の子どもが集まれば、遊ぶときも、話すときも、非常に近接した状況にならざるを得ません。また、身体的援助を多く伴うのが保育ですので、保育者は子どもと2mの距離を保って保育することは不可能です。つまり保育の場では約2mのソーシャルディスタンス（距離）を確保できません。

### ② 3蜜(密閉・密集・密接)を避けることができません

感染防止には、密閉・密集・密接の3蜜を避けることが求められていますが、保育現場では、換気をして常にも3蜜状態ともいえます。

上記のとおり、子どもの行動の特徴や保育の特徴を踏まえると、3蜜を避けて保育を行うことは極めて困難です。

### ③ 乳児は発達上、いろいろなものを舐め、その手で触ります。

乳児はモノを舐めることも発達上必要な行為です。そのため、保育現場では舐めたものをその都度消毒しています。しかし、日常的に舐めるという行為をしない大人と比べて舐めることが前提としてあるのが保育現場であり、そこからの感染リスクがあることをご承知おきください。

#### ④ 子どもはマスクの着用が困難です。

感染防止のため、マスクの着用が進められていますが、とくに乳児はマスクを嫌がります。幼児でも、顔に何かに触れていることが苦手な子どももいますし、マスクを頻繁に手で触るといったことも考えられます。大人の環境に比べて、感染防止のためのマスクの着用が困難なのが保育現場です。

### 3. 保育の継続と保育者の感染予防の必要性

保育現場は、社会生活を支える基盤として保育を継続しています。その一方で、職員は自らも感染リスクと常に向き合っています。また、「自分が無症状感染者で周囲に迷惑をかけたらどうしよう」という不安も抱えています。

「家族に東京から里帰り出産で帰省したご兄弟が同居することになった」「同居のお孫さんが留学先から帰国することとなった」などの感染の可能性リスクの高いと思われる職員も出始めており、即自宅待機を命じ待機中です。

最悪のシナリオとして言われている、感染時に治療を受けられない「医療崩壊」だけは避けなければなりません。だからこそ医療従事者を始めとした社会生活を維持するうえで必要な職業に従事されているご家庭の受け入れができる最小限の体制で保育を進めていかざるを得ない状況が目の前に迫っています。

以上が、保育現場の現在の状況です。

保護者の皆様におかれましては、どうしても保育の利用を継続しなければならない状況もあらうかと思えます。その一方で、上記の保育現場の現状も考慮したうえで、新型コロナウイルス対策が必要となる期間における保育について慎重にご判断いただきますよう心よりお願い申し上げます。

最悪休園を余儀なくされる場合も考えざるを得ない状況が来ないことを願いつつ、現在の情報を収集し今後の状況においては必要に応じ、発信する予定です。

尚、昨日4月9日国より示された通知（現在、青森市は対象外）の主なポイントの内容です。

FAQで示された主なポイントとして

- 保育の提供を縮小しての開所の検討や、縮小実施も困難な場合の臨時休園の検討  
（この場合でも、医療従事者等(●の二つ目参照)やひとり親家庭などへの配慮が必要。）
- 医療従事者や社会の機能を維持するための就業を継続することが必要な者の範囲を例示  
（参考）医療体制の維持に必要な事業者の一部抜粋
  - 病院、薬局等
  - 医薬品・医療機器の輸入・製造・販売
  - 献血を実施する採血業
  - 入院者への食事提供など患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業
- テレワークでの在宅勤務者の取扱い  
必ずしも「仕事を休んで家にいるもの」に該当するものではない。  
（「在宅」＝「家庭で保育が可能」というものではなく、  
家庭の状況、子どもの年齢、保護者の職務の内容などを勘案して  
必要があれば、保育所等での保育の提供が必要）  
など、各地で寄せられる質問に対しての国の方針や回答が都道府県及び市区町村向けに示されています。

厚生労働省HP

保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第二報）（令和2年4月9日現在）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000620518.pdf>